

○会長 それでは、時間になりましたので、第10回補助金適正化審査会を始めたいと思います。

本日もお忙しい中、当初であれば来月に最終回というところを1回ふやしていただきまして、事務局も含めましていろいろお手数をかけまして、大変恐縮です。

早速始めさせていただきたいと思いますが、最初に第8回審査会の会議録の確認についてですが、これは事前に既に送付されているということですのでけれども、何かございますでしょうか。特にないようでしたら、よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、それで確定させていただきます。

前回の会議録は、次回、今回の分とまとめて、最終回に確認させていただくということになろうかと思えます。

それでは、早速ですが、議事の方に入らせていただきます。

前回お話しいたしましたように、補助金審査表に対する審査会意見をまとめるということですが、この場でまだ保留されていましてといえますか、ここでの補助金の位置づけについては、継続、縮減、廃止、終期の設定、委託金化という項目のどれかにまだ割り振られていないものについて、最終的にこの場で確認していくということをきょう行いまして、それから、報告書のまとめや今後の進め方についてという形にさせていただきますが、では、最初に補助金の適正化一覧表に基づきまして、まだ決着がついていないものについて一つ一つ見ていきたいと思えます。

○財政課長 席上配付資料の確認。

○会長 ありがとうございます。

それでは、この補助金適正化一覧表の方を見ていくということで、議事の方に入らせていただきます。

○財政課長 団体の6番、防火防災協会事業補助金について説明。

○会長 いかがでしょうか。1件1件見ていきますので、かなり件数が多いのでなるべく速やかにさせていただきますと思うのですが。

こうした、言ってみれば、つながりをつくるためだけとまでは言いませんが、それに近いものについて、何かほかの形で、補助金という形ではなく連携していくというようなことが考えられるのか、考えられないのかということになろうかと思えますが、これは区としては何かそういう点では、例えばほかにはこんなことがあるのでこれも置きかえられる

のではないかと、そういうようなことというのはございますかね。

○財政課長 ちょっと、今直ちには思いつきません。

○委員 この依存率が9%ということと、この9%を結局杉並区の方から補助をいただくことによって信頼を得ているということなんですけれども。信頼であればやはり杉並区公認であるとかそういうような形で十分かと思えますけれど。契約が少ないのですけれども、やはりこれはずっとこういうものを全部いい、いいという形でいった場合には、やはり、額がかなりかさむような気がしますね。9%ということは、ほとんど自立できるわけですから。ですから、補助を受けているということが信頼の一つのバロメーターであるということですのでちょっと、説得力がないような気がいたします。

○会長 やはり協働ということを考えていくときに、お金のつながりだけではない形での協働ということが必要になってこようかと思えますので、この適正化審査ですと、縮減になるのか、廃止になるのかですけれども、思い切って廃止という考え方もあろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員 そうですね。縮減か廃止かで、どちらかというのは非常に言いにくいなと思うんですけれども、個人的には縮減よりは廃止の方が妥当かなと。ただし、そのかわり、区の公認団体であるということを何か別に方策を考えるということを条件つきで廃止という形でもいいのではないかなという気はしますけれども。

○会長 こういう防災関係ですから、やはり今非常に重要な点でもありますので、その条件つきというのは、ここで何か、この審査の結論の出し方としてどうなんでしょうね。そういうことを考えた上でこうだというような出し方ができるのかですけれど。

○財政課長 そうですね。具体的に、例えばこういったということがございましたら、ありがたいんですけれども。区としても、会長が今おっしゃいましたように、防災については今回の集中豪雨を契機に、非常に力を入れていくということは考えているところでございます。

○会長 この防火防災協会が事業を行っていく上でさらに力を入れていくというのにふさわしい事業を展開して、そこに補助金を出す、と。この額あるいはこれより減らすなり、出すということは考えられようかと思うのです。ですから、廃止というのは、最初に、どうかということで申し上げましたけれども、そこら辺そういう形で、縮減はやはり必要かもしれないけれども、あるいは継続にしる縮減にしる、もう少し自立度が高い中で補助金を出すということであれば、かつ、区の施策に沿うものであるとすれば、区の中でもこ

ういう防災に力を入れるとすれば、そうした役割を果たしていただくことができるかどうかということになるかと思えます。

この一覧表の中にもありますように、効果が見えにくいというところがやはり事業としてきちんとした形に出していただき、効果が見えるよう補助金を交付するに値するだけの事業をしていただかなければいけないということになるかと思うんですね。

○委員 実は、きょう、区長に17年度の要望書を提出してまいりましたが、その内容は、特に9月4日の水害とか、防犯自主パトロールの問題とか、そういうものを大変重点に置いて文章を出させていただきましたから、防災については私は大事なことだと思うのです。その内容によるのですけれども、私はこの防火防災協会事業というのがちょっとね。私は防災会とか、地域のはわかるのですけれども、これは二つの警察署の管轄で事業をやっているわけでしょう、活動を。

○財政課長 消防署でやっています。

○委員 そうですか。ですから、理由のところに書いてありますように安全・安心の普及啓発のための団体でもございますので、公共性や公益性の観点から見て補助金は継続していったらいかがなのかと思えます。

○会長 はい。どのようにまとめましょうか。区の大きな政策目的ということもございませうから、現行のままで言えば、先ほど出たように廃止にしても仕方がないようなあり方なのですが、もう少し明確な形で事業を打ち出していただくということを意見に添える形で継続とするかどうかということですね。

それを見きわめた上でまた、これは後でお話ししますが、今回の審査会が済めば補助金はその後全く見直しされないままずっと続くというわけではなく、また、別の一定の期間をおいて審査なりなんなり見直しということになるかと思えますので、そこでまたきちんと判断するというようになるかと思えますが、いかがでしょうか。

○委員 そういうことですね。

○会長 よろしいでしょうか。

では、委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 では、そういう形にさせていただきたいと思えます。

では、7番の方へいきますが、どうでしょう。

○財政課長 7番、少年消防クラブ消防少年団事業補助金について説明。

○会長 はい。これはいかがでしょうか。

今までの実績も消防少年団員数自体は横ばいといいますか、むしろ、若干減っているようなところもございますが、団員となるまではともかくとして、子供たちにこういう点をきちんといろいろ知らしめて普及させていく、そういう活動を展開していただくなり、これもまたその前のとはちょっと性格が違いますけれども、もう少し成果というものがきちんと出るような形での事業展開が可能ではないかと。少し見直していくというのが一つ考えられると思うんです。

○委員 依存率が17%といいますと、83%はこの団体で賄っているわけですが、その83%はどこから出るんですか。少年たちが払うわけじゃないと思うんです。

○事務局 はい。入団金それから団員からの徴収費、それから東京防災指導協会というところからも20万ほど出ております。あと、防火協会費ということで、杉並の防火協会の方から助成金という形で14万ばかり出てございます。

○会長 では、これはかなり、団員とか、そういう加わっているメンバーからのお金の比率も高いですね。

○事務局 基本的にはそうですね。

○政策経営部長 もう少し事前に調べておけばよかったですけれども、例えば先ほどの防火防災協会、これもメンバーが会費を払うということなので、そのメンバーというのがやはり団体を母体に行っているんですね、町会ですとか。ですから、先ほどの補助金依存率9%という話でも、実際問題、自主事業を行っていて収入がたくさんあるということではなくて、区ですとか、ほかの団体、町会も含めて、それが個人の会費という形に変えて入ってきているということもありまして。ですから、この防火防災協会の中で少年消防クラブに対する助成というのがまたそこから生まれたり、少年消防クラブのクラブ員の会費も、これは恐らく純粋に一人一人の個人の懐から出ているというのではないと思ったのですが、ちょっとそこら辺確認しておりませんが、ここはやはり団体のいろんな、それぞれが支え合っているような、そういう状況だというふうに、たしか思いました。

○会長 なるほど。そういうものをどう考えるのかということもあるんですよね。非常に複雑にお金が行き来しているということがあると思いますので。

○委員 成人の方たちでしたら会費を払うのも不自然じゃないんですけれども、やはり青少年といいますと、やはりかなり負担が大変だと思うので、出どころはどうかということでもちょっと疑問を持ちましたので。

○政策経営部長 すみません。もう少し補足を。

少年消防クラブというのは、結局、消防団がまずありまして、その消防団が少年少女に対する防火思想の普及啓発、将来は消防団に入ってほしいというような思いも込めて、そこから始まっているわけですね。ですから、基本的には消防団のバックアップというのがあります、それと合わせて区としても補助しているということで。

先ほど委員がおっしゃったように、今年の9月4日の都市型水害というような、あの中で防災に対する弱点、行政にとっての弱点というのがかなり明らかになった中で、この分野というのはやはりそれなりにどう強化していくのかということを考えていかなければいけないということで、この補助金とはまた違うのですけれども、その都市型水害を中心に調査会議を設置して、そこでやっていこうというような状況に今なっているところでございます。

○会長 そういうことだと、まず、区の中でもいろいろ防災関係の見直しが行われているということですね。それに沿う形でやはり、金額をどうするのかというのはなかなか難しい話ですけれども、考えていただくということで、結論的にこの枠の中で示すとすれば継続ということを示すことになるんでしょうけれども、防災対策といえ、より政策目的に合致するよう形で組みかえていくということについては、その前のものと同様に留意点としてはとどめておきたいなというふうに思いますが、大体そのような形でよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、次が18番でしょうか。

○財政課長 18番、公衆浴場確保対策事業補助金について説明。

○会長 いかがでしょうか。これはもう少しデータをそろえて検証というのがある程度できないんでしょうかね。検証というのも、なかなか難しいんですが。このお風呂祭りというのをやることの効果といいますかね。

○政策経営部長 データは手元にないのですが、これは、多分イベントのときは、来場者数とかお客様が非常にふえてくるということはあるのですが、要はこの経営を維持するものがそういう一過性のイベントだけではなかなか対応し切れないということがございまして、この補助金というものをずっとやってきているわけですけど、やはりそれがどれだけ効果があるのかという点で言えば、ちょっとこういう言い方は非常に乱暴かもしれませんが、だんだん減ってきているという事実は、これはもう紛れもない事実で、そ

れを少しでもなだらかなカーブといいますか、緩和していくという点では効果があるのかなというふうに思いますけれど、この補助金を、けた違いに出せば別なのかもしれませんけれども、やはり今の社会の状況といいますか、その中では根本的な対策になるという点では非常に難しいなど。

ただ、やはり激変を緩和していくという点での効果といいますか、それはあるのではないかと。経験則的な表現になってしまいましたけれども、そのように感じております。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 私は実際に利用したことは何十年もないのですけれども、例えば月2回とか60あるいは70歳以上の者は無料であるという、そういうようなことも浴場の方ではサービスしているわけですね。ですから、15万円の補助というのは菖蒲湯と柚子湯という、これだけに限ったものではないものですから、やはり非常に経営は苦しいと思うし、また重油は今非常に高いわけですから。ですから、15万ということであれば、私は過分ではないというふうに思っております。総合的な補助という感じですね。

○政策経営部長 これは補助金ということで今審査していただいておりますけれども、いわゆる無料入浴、ふれあい入浴というのが、補助事業ではなくて区の委託事業として行っている事業で、これとは別にございます。委託ですから今一部有料化ということで100円をちょうだいして入っていただくということでやっております、それもあわせて公衆浴場の確保という点での行政としての取り組みというものがあるわけでございますけれども、そういうことを踏まえまして、それ以外にはこういう補助事業が別にあるというような状況になっております。

○委員 これは収支決算を見ますと、前にお伺いしなかったのですけれども、区の補助金が735万円で、その他を合わせて合計収入が929万1,000円。そのうち宣伝開発事業の支出が765万1,000円ですけれども、その中に菖蒲代とかリンゴ代とかそういうのは別にして、景品代というのが一番大きく出費されているんですけれども、288万9,000円と。この景品代というのはどんなものだったんですか。

○財政課長 すみません。ちょっと今、資料を持ち合わせておりません。

○会長 本日は所管の方からはお呼びしていないということがあるので、細かい点がちょっとわからなくて恐縮ですけれども、ちょっとそれは調べておいていただけますでしょうか。今の点がちょっと気になるところです。

○委員 あと、委託料。先ほど言われたものは、これはどのくらい年間で支出されている

のでしょうか。

○政策経営部長 月2回で、1年間で約1,000万という状況です。

○会長 それは全部合わせてですね。

○政策経営部長 はい。

○会長 ということは、補助金合わせてもせいぜい三十数万とか、40万弱ぐらいなわけですね、区から行っているお金というのは。

○政策経営部長 1施設ということ。

○会長 ええ。1施設当たりで言うと。

○委員 それは、先ほど言われた恒常的なものじゃなくて、高齢者が入浴する際に一人100円で、その差額について委託料という形で支払っているということなのですか。

○財政課長 はい。ふれあい入浴については、そうでございますね。実際には高齢者だけということ。

○委員 それは、あくまでも高齢者が入るのに困っているということではなくて、月に2回までしか利用できないということですか。

○政策経営部長 当初というか、かなり昔ですけれども、無料入浴で始めた制度で、そもそもは高齢者の方に、今までいろいろ社会に貢献して働いてご苦労さまという、そういう敬老の趣旨から始まったものでございまして、それはまだ今でも同様だと思んですが、その後いろんな状況の中でやはりある程度の負担は必要なんじゃないかということで、一部本人負担、それで100円ということでそれを導入してきたということがございます。

福祉施策の一つというふうに位置づけて、これは区の補助金以外に、当初、東京都の補助もございましたけれども、今は区の単独事業ということで委託をしているという状況になっています。

○委員 月2回だけ。

○政策経営部長 月2回で、第1・第3グループと第2・第4グループということで、大きくいうと二つにグループ分けをして、毎週どこかでふれあい入浴が行われているという形をとるといような状況だと思います。

○委員 それは要するに、困っていて100円にしてあげるといことではないということですね。

○政策経営部長 当初は、やはりこれが始まったのが、都知事で言うと美濃部都知事時代だったんじゃないかなと思うんですけれども、定かではないかもしれません。そのころ始

まったのは、やはり、どちらかという福祉的な観点が強かったと思います。その後、やはりより健康にというか、より息抜きをしてもらおうという、そういう健康志向というか、健康の方にウエートがかかってきたのかなというふうに思っています。

ですから、福祉施策であるんですけども、従前の低所得者あるいはおふろを持っていない、恵まれていないとか、そういうことを何とかしようというよりも、おふろが家の中にあってもやはりこういうときは少し息抜き、リラックスをしてもらおうという、今そういうように性格が変わってきているのかなというふうには思っていますけれど。

○委員 私としてはお風呂祭りに1浴場当たり15万円を支出することが公衆浴場の維持につながるとは思えないという意味で、全体を合わせれば七百何十万円かになるわけですけど。補助金としての性格、公衆浴場の維持という意味での補助金であればなかなか難しいものがあるのではないかなというふうには思います。

○会長 委託の方も1,000万円ということであれば、合わせた額でもそれだけで経営にどれだけ資しているのかという点はかなり難しいとは思いますが、何かいかがでしょうか。区の施策として、公衆浴場に対して特にこういう役割を果たしていただかなきゃいけないというようなことがあるのかなのかというのが一つポイントになってこようかと思いませんけれども。

○政策経営部長 公衆浴場の場合に、もう一つバリアフリー化実施公衆浴場等と、これも補助事業として風呂つと事業補助金、この適正化一覧表で言うと19番に当たっている。これも公衆浴場の新たな補助金ということで、実際にやっているわけですね。これは実績が減少しているということで、ここでは終期を設定して廃止するという方向で進んでいるというふうに思っておりますけれども。この公衆浴場を維持することは確かに非常に難しい。これは時代の流れということがありますから、全部行政がそれを抱えて維持していく、そのための経費を支出するということは非常に困難だというふうに思っています。

ただ、ある程度、やはり需要があるということもこれは一方で事実でございますし、公衆浴場というのが、自宅ふろの保有率が100%というふうになっていないということも事実なので、何らかの形でこういった公衆浴場を確保していくという施策自体は非常に重要だなというふうに思っています。今、委員がおっしゃったように、その中身がこういう形で、特にイベントを中心とする経費の一部補助ということが、ずっとこれでいいのかどうかという点についてのそういう精査というのは必要かなということも感じるのですが、公衆浴場を確保するかどうかという点で言えば、事業としては必要だというふうに考えてい

ますし、ではそれをどういうふう to 確保していくのだということになりますと、委託あるいは補助ということのほかになかなか考えにくい考えづらいというのが我々の感想でございます。

○会長 さあ、どうでしょうか。先ほどの、補助金が使われ方も含めて、このお風呂祭りという形で補助金を出すというのは本当にいいのかどうか、これはやはり少し考えていただかなければいけない点かなというふうに思いますし、こういう公衆浴場という場を確保するという点に関して、やはりよりよい方法が同じ額をつかめればあり得るのかないのかということもきちんと考えていただかなきゃいけないところだと思うんですね。恐らく、この金額も本当に、これでも、あるいはもっと削っても、あるいはちょっと足しても、実はそれほど変わりはないというような気もしないではないんですよ、この水準になつてしまうと。それをどう考えるかということもあろうかと思いますが。

○財政課長 それでは、きょうは実は最後なんですけれども、次回最終ということなのですが、次回までに何らかの形で調整をさせていただければ、その方向でやらせていただきますけれども。

○会長 いろいろご意見いただいているということも踏まえて、ではそういう形にさせていただくということよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、次が21番の1ですね。

○財政課長 21-1、それから21-4、21-5について説明。

○会長 はい。これはいずれも都区で50%ずつのもんですけれども、最後のイベント事業などは別かもしれませんが、例えばいらっしやいマップとホームページの作成というのは分けたりしないで、一括してある程度まとめて出して、その中でそちらの方で自由に使うといえますか、ある一定の枠の中で使ってもらうとか、そういうような形というものはできない性格なんではないでしょうか。

○事務局 東京都の要綱でそれぞれ限度額が決められていまして、現行、東京都から半分、補助をもらってやっている関係で、区だけの判断では今のところはできない状況かと思えます。

○会長 やるか、やらないか、もらうか、もらわないかという判断しかできないということですね。

いかがでしょうか。

○委員 前にも伺ったと思うのですが、例えば団体21-5ですけれども、この補助金の限度額は、1事業当たり300万ですね。これは高円寺の阿波踊りであるとか、阿佐谷の七夕祭りとか、そういったものは含んでいるのですか。

○事務局 それらについては観光事業の補助金ということで、もう少し後で出てきますが、ただ、商店街が七夕や阿波踊りに参加している部分もありますので、ここの部分で重複して出ている部分もあります。

○委員 商店というのはやはり営利を追求するところであって、サービス事業ではないわけですよね。それに対して補助金が余りにも、多過ぎると思うのです。やはり営利を目的としてやる以外には考えられないわけですから。それにしても、例えば5の件ですが、これは都が50%、区が50%、9,334万というこの数字は、区だけの負担ですか、これを二つに割るんですか。前に同じような質問をしたと思うのですが、私の頭の中では、まだはっきりしていないので。これは都がやはり、この基本の同額ですか。

○事務局 これは合わさった額ですね。

○委員 この半分を区が負担する。

○事務局 そうです。100万円以下の場合は、全額、今の制度ですと都が負担する形になっていますので、完全に2分の1ではないんですが、おおむねそうなります。

○委員 都の方も理解しているということですから、私自身は理解できませんけれども、やはり一般の区民にはどういうふうに戻元するのかと。さらに値引きするとか、そういったことが還元になるのであって、やはり行事をすれば、それぞれ商店会のそれぞれ属しているそれぞれの商店の方々が会費を納めていると思うんですね。ですから、そういう会費で本来は賄うべきものであると私は思うのですけれど。本来はこういうものはやはり補助の対象にすること自体が。ただ、都もこれに理解を示しているということは、私には理解できません。額が多過ぎる感じがしますけれど。

○委員 一言で言うと、商店街、たくさんあるんですね、この補助事業が。

○委員 ものすごいですよね。種類がいっぱいありますから。

○委員 それで、統合できるものは統合してもいいのかなという感じはいたしますね、この中で。例えば21-2、それから22ですか、これなんかは統合してもよろしいのかなと思ってみたり。でも、結局ここは官庁街であるし、ここの特に阿佐谷のパールセンター、中杉通り、また北の方、いわゆる地域おこしで大分お金を使うんだと思うのですけれど、たくさんあるので、この辺で整理できるものはきちんとしていった方がよろしいのかなという

気がいたしますが。

○会長 商店街は営利を追求していても、実際もうけが出なくて困っているということ、だからこそこういう補助金が出ていると思うんですけれども。最初のいらっしやいマップとかホームページの開設というのは、これは特に期限はなく、常にこういうふうに継続的にずっと出し続けなければいけないのかどうかというのは、やはりやや疑問に感じるところがあるなというところがあって。イベント事業も、本来であればある程度期限を切つてということにもなろうかと思いますが、都との関係でやっていく以上なかなか、そういう仕組みとしては、都の側にどういう補助金のあり方がいいのかということ、区としても使い勝手がいいようにこうしてほしいというような形で申し出ることができるかどうかということになろうかと思うんです。でなければ、これは使わないという選択枝はあるわけですけれども。現実にはこういう補助金が出ている以上、ある程度利用するということになろうかとは思いますが、これにつきましてどうでしょうか。

○委員 これは、イベントという場合は、区の方で補助する場合はイベントの内容についてはある程度審査するというのは可能にはなってくるんですか。というのは、イベントというのは、例えば同じようなものを横並びにやるのでは、何かただ単に経営が苦しいから補助しているような感じがして余り感心しないんですけれども。何か独自性のあるようなイベントであれば商店街間の競争を促進するような形で進出するというのであれば、ある程度イベントに対しても、一定額であれば補助する意味もあるかなと思うんですが。そのイベントの実態というのはどうなんですか。

○事務局 年度初めにどういったことをやりたいかという、イベントの計画を出していただきまして、それを取りまとめて東京都の方に出して、東京都の方で認めてという流れなんですけれども。区では現実的にはそこで取捨選択ということはできていないと思うんですね。出てきたものがよほど金額等とか間違いがなければそのままいきますので、審査のようなことまではしていないのですけれど、ただそれぞれ個々の商店街、地域ごとの個性がありますから、それぞれ変わったことをやっているという部分は、全く同じことをやっているわけではないかと思います。それで、もう少し個々の商店会の創意工夫を生かすというのですと、別のメニューとしてご審議いただきました千客万来事業など、もう少し大きい補助事業をメニューとしては用意して、そちらで個性を発揮してもらっているというのが区の施策になっています。

○委員 4ですけれども、16年度の補助金の決算額が82万4,000円ですね。それでその額が

少なくなっているということは、活動そのものもそれほど活発ではなかったというあかしではないかと思えますね。にもかかわらず、17年度にまた前年度と同じ400万の補助という数字が出ていますけれども。普通ですとこれは200万ぐらいに下げるとかというのが私たちが考える常識だと思うのです。

それと、前回、結局、差額はどうかという質問をさせていただいたのですけれども、例えばこの場合ですと、300万以上の予算に対して余っているわけですね。そうすると予算を組んだ残りの300万というのは、要するに区の方で支払う必要はなかったものでしょうから、それは結局、結果的には予算に対して返還されたと同じように私は解釈したので前回質問したのですけれども、そういう返還はほとんどないというようなご回答を前回いただいたように思いますけれども。

○事務局 予算額400万円に対して、例えば16年度で申し上げますと82万4,000円。これは7カ所しか手が挙がらなかったのですけれども、その残額については執行の残ということで、最終的には翌年度の区のお金として、形の上では繰り越されて、また今度区の財源にはなるという形ですから、その1年間320万円使われなかったという意味では、ある意味むだというか、1年間それが生かされなかったお金にはなってしまうのかと思います。

○委員 さっきの質問にもかかわるんですけども、ほかにもそういう区の補助があるということなのですけれども、例えば結構重複しているようなところがあると思うので、ただ、そのところで申請時で時期が同じなのかどうかという問題もあるとは思いますが、イベント事業のスクリーニングを制度的にもう少し区の段階で厳しくするようなことというのは可能なかどうか、もう少し厳しくした方がいいような気もするんですけども。

○会長 22番に比べれば小規模なものだということもあるのでしょうけれど、小規模なものとしてそれなりにやるということなのですが、それがどうかということもあろうかと思えますし、小規模であってもより効果が発揮できるものであればいいだろうと。そのために、今、委員が言われたような形で審査なりをかけるということもあろうかと思いますが。これは、区だけで制度そのものをいじるということではできないものですので、事前に審査をかけるというのは手続的に言えることは不可能ではないですか。そういうことは可能ではありますか。

○政策経営部長 まず背景として、特に21-5ですけれども、なぜ、これがこういう金額で出てきているかという、商店街の中では要望の一番強い事業なんですね。夏祭りとか秋

祭りとか、商店街によってそれぞれ名称はあるいは違いますけれど、商店街が少しでも活性化しようと、生き残りも含めて活性化するためにそれぞれいろんなお祭りをやる。そのために必要な事業、そしてそれに対する補助ということで、商店街も自己負担はあるけれども、都も区もこれに対する補助をしてほしいということで、今までずっとやってきたという経過がございます、ただこれについて確かにこのままでいいのかどうかということで見直しをするということで、部分的にはずっと行われてきていて。ただ、現実にはこのように実際に実施する商店街によって、執行額、決算額が変わってくるわけですから、ちょっとこれは確かに多過ぎるという面はあるかもしれませんが、まず21-5番のイベント事業、これについてはやはり区としても欠かせないかなというふうに思っています。

それから、21-1のいらっしやいマップですけれど、これは確かに、当初からご指摘があったようにマップをつくった効果がどれくらいあるのかということ。それから21-4については、ホームページ開設ということで、だんだん15年度はたまたま執行額としては287万になっていますが、それ以外は全部3けたというか、24万台、82万台ということで非常に伸びていないということがございますので、今のお話は、多分やはり統合すべきところは統合して、そして何らかのチェックという機能をもう少し果たした方がよいのではないかというお話だと思いますので、それについてはもう一度所管の方とも調整させていただいて、できれば次回にお話しさせていただきたいと思います。

○会長 可能かどうかということもちょっと確認しなきゃいけないと思いますので、お願いします。

では、そういうことで、今の点はよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 では、次にいかせていただきたいと思いますが、この一覧表、次のページになりますと、35番、社会福祉協議会運営費補助金はいろいろありますけれども、繰越金の話が出てくるのがございますね。35番、それから44番、50番、53-2、その次のページにいきますと82番、私が見落としていなければ、まだ、もしかしたらあるかもしれませんが、仮に繰越金が多いかどうかという点がございます。これに関して、補助の趣旨はいいんだけど補助金を受けている団体の中には繰越金が多いとかいうものにつきましても、これはまた別途、報告書のまとめ方の方でもお話しいたしますけれども、そういう団体がどれくらい、補助金の割合に対して繰越金があるかというようなことを明らかにする形できちんと検証していく必要があるだろうと。ただ、補助金の趣旨としてはいいのではないかと

うようなご意見をいただいているところもありますので、それはある程度簡単に見ていくということでもよろしいのかなというふうにも思います。

すみません。先に申し上げましたけれども、35番からよろしくお願いします。

○財政課長 35番、社会福祉協議会運営費補助金について説明。

○会長 今ちょっとお話がありましたけれども、基本的には繰越金が多いということと、人件費の問題がございますので、一つお示しの仕方としては、やはり縮減の方向で打ち出していくということがあろうかと思えますけれども。いかがでしょうか。

○政策経営部長 ちょっと補足させていただきますと、区の問題意識とすれば、この社協の、いろんな問題があるんですけれども、人件費をとって言えば、これは東京都の社会福祉協議会から、各地域、区市町村の社会福祉協議会に構造的な問題としてあるんですが、行政職員の給与表というか、給与体系を横引きするという形で今社協の給与体系がつけられているというところで、やはりこれについて、これは非常に問題だというか、やはり社協が今後ますます自立性を高めて、そして財政基盤を固めていくためにも、この問題について少しメスを入れていかないと、なかなか将来的な課題が山積するということで、この補助金の問題と密接に関連する人件費の問題については、特にことしの人事院勧告が区の職員に対しても非常に厳しい内容でもありますので、それについてはまた別途の議論が必要なんです。いずれにしても、社会福祉協議会の人件費、それから介護事業について介護事業者としての社会福祉協議会としては撤退というか、方向性を今後切りかえていくということもありますので、非常に検討すべき課題は多いというように考えております。

○会長 そういうような方向性で考えているということ踏まえた上での、我々がそういう方向で考えるわけにはいかないんですけれども、そういう方向をにらんだ上でのあり方として。

よろしいでしょうか。ご意見はございますでしょうか。具体的に今言われたような人件費、給与体系の見直しの問題であるとか、事業のあり方というのは、取組事態は例えば来年とかそういうふうに行うとか、そこまでは固まってはいない話ですか。

○政策経営部長 一部、今私が申し上げた中で、例えば介護事業については、これは段階的に撤退といいますか、民間事業所にゆだねていくという方向で、今、中では調整して、18年4月からは、一部、そういう方向にいきます。人件費の問題については、これはかなり大きな問題でもありますので、まだこうだというようなプログラムということができておりませんけれども、そういう方向で内部では検討しているという状況になっています。

○会長 介護保険事業そのものに関しては補助金はかかわってこないですね。

○財政課長 そうですね。ここではかかわってきておりません。

○会長 給与体系見直しに弾みをつけていただくためにも、こちらとしては縮減という方向を打ち出すというのも、一つ考えられることかとは思いますが。

いかがでしょうか。

○委員 次期繰越金が大きいことというふうな書き方をしているのですが、社会福祉協議会の資産、貸借対照表を見ますと、次期繰越金以外に基本金以外の純資産の部で、例えばその他の積立金ということで2億5,400万円とか、基金で5,800万とか、そういった積立金の部分も含めて繰越金というふうになんか表現で考えていただいた方が適切かというふうに思います。

○政策経営部長 その件については、今、委員のご意見は社会福祉協議会にはお伝えしたいと思います。ちょっと、この場で私どもがどうかというのはなかなか判断しにくい内容でございます。

○会長 社協自体が地域の中でどういう役割を果たすかということを中心に本当は見直していかなければいけない重要な役割はやはり果たし続けるとしても、今までとは違うものになっていくべきではないかと、私は個人的には思っているのですが。そういう点から、今のよう形よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、次に39番ですね。

○財務課長 39番、バリアフリー情報ホームページ運営事業補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 この運営事業に携わっている職員の人数は何人ぐらいか、把握できておりましたか。

○事務局 人数は把握しておりません。いろんな事業をやっているNPO法人なんですが、この事業にかかわっているのは何人かというのは、ちょっとわかりません。

○委員 そういう形でも補助が出せるのかどうかですけどね。1人でやっているのかどうかということもあり得るわけですし。そうすると、ほかの団体があって、その一部としてこういう活動が出されているということですか。

○事務局 この法人自体がいろんな事業をやっているわけですが、障害者の関係の事業とかもいろいろやっているうちの一つの事業なんですね、このいつてきまっぷを管理

していただいている事業は。

○委員 事務事業評価表を見ると、職員数が実績0.6人というふうに書いてありますけれど、これは0.6人がこの事業に携わっていたと、補助金の審査もしていたということではないのですか。

○事務局 区の職員自体はそういう形になります。

○会長 そちらに載っているのはNPOの方ではなくて、区がこの補助金に充てている人員ということですね。

○委員 そういうことです。これに携わっている人は何人いるかということです。ところが、何か団体があって、その団体の一部がこれをなさっているということです。

○会長 ええ、そうです。だから、団体の方で何人かやっているかというのは今この形で把握できていないということで、ただこの補助金を扱っているのが0.6人いるということですね。区の職員の側で。

○委員 この現状のところ、情報収集に関して区立の施設は区が、民間施設はNPO法人がということなのですけれども、これは大体全体がどのくらいの数で、それぞれ区の分担と民間の分担というのはどのくらいなのでしょう。それによって随分作業量が変わってくるように思うのですけれども。

○事務局 申しわけございません。ちょっと、調べて回答いたしますので。

○会長 区の職員が0.6人かかわっていれば、20万円分のホームページの運営どころじゃないものができそうな気がするんですが。

○政策経営部長 これは実際問題、0.6人分ということですが、区立施設の情報というのは、もちろん新しいものができればそれは区で情報というのはすぐ入ってきますし、把握しやすいわけですから、正直申し上げて、0.6人分ということで見られるように、職員としてそれほど多くのかかわりを持っているということではないと思うんです。

もともとが、NPO法人がそういうホームページをつくっていきこうと、そういう中でそれに区が着目して、そういうバリアフリー情報が必要なので区として補助をする、と。そして、これは東京都の補助、こういう東京都の補助金で福祉改革の事業補助というのが包括的な補助がございまして、その一つのメニューとして、区がこういうバリアフリー情報ホームページに対する補助金ということで、東京都と折衝した場合にはそれは福祉改革の一つのメニューになり得るということで、これがのってきているという関係がございまして、本当はここには、余り、最後の方にちょこっと書いてあるのですが、このNPO法

人がそういうマップをつくるわけですから、当然その中に広告ですとかいろんなものを組み入れることによって事業収益を上げることができれば、それはやはり自立的にやっていたとだけというのが一番よろしいのかなというふうに考えています。そこの過渡期だというふうに考えておりますけれど。

○会長 とすれば、もう、これは終期といいますか、単独だとこの終期というのとはまたちょっと違うのかもしれませんが、ある一定期限を区切って、収益性があるかどうかめどをつけてもらうという形で転換するということもあり得るかなと思うんですね。区単独であれば、本当に必要であれば委託という形に切りかえる方が望ましいのですが、これは都の補助金でもあるので、そういうわけにはいかないでしょうから。ただ、これはずっとそのまま出し続けるということは、半額は区も出さなければいけない。それほど大きな額でもないわけですから、そういう形で。そういう場合は何という形に整理することになるんですかね。一定期限、例えばこれは何年も出し続けるというのではなくて、あと1年とか2年という形で区切って、それまでに、例えばここの理由にも書かれている収益性を高めるような工夫はしてもらおうと。

○財政課長 そうすると、終期の設定ということで。

○会長 ということで、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 次にいきたいと思いますが、40番ですか、これは廃止ということですね。

○財政課長 一応、18年度で廃止ですね。それは妥当という見解をいただいております。ただ、括弧書きで、ご意見というような形で、今後の推移を見極めた上で検討が必要ではないかということでございますので、一応これは結論をいただいているというふうに。

それから42でございますが、これも同じでございますが、これは地域福祉活動の推進事業補助金ということで、この2団体が行う給食サービスとか、そういう事業に対して補助をしているものです。東京都の補助もありますことから、18年度まで東京都の補助ということで、補助金の必要性、補助を継続することは理解できるというような形で、一応継続ということに丸をつけさせていただきました。審査会の意見といたしましては、19年度以降のことにつきまして、都補助が終了するあるいは介護保険制度の動向といったものを踏まえまして、今後の支援の必要性を考えていく必要がある。これも括弧書きにすればよろしかったんですが、一応結論をいただいた上でこういうご意見をいただいたという形になってございます。

○会長 はい。

では、43番。

○財政課長 43番、保護司会の助成金について説明。

○会長 まとめに向けての方の対象経費について、3ページに当たるところです。4の提言の内容の○共通する事項①に、補助金の対象経費についてというのがありまして、その中の9行目「その際、」、「一方で、区民の貴重な税金を使う以上、使途の不透明性や説明責任といった観点から、補助対象経費とする経費をある程度、具体的に規定しておくことも必要ではないかと考える。その際、例えば、団体構成員相互の親睦経費や慶弔費に補助金が使われているとすれば、補助制度の目的から鑑みて、妥当性があるとはいいい切れな」というふうにさせていただいておりますけれども。こちらでは特に、補助金の支出に関する規則とか要綱等では、こういう慶弔費であるとか、親睦経費等についての支出を禁じているとか、そういうものは今のところないということでしたよね。

○財政課長 ええ。そこまで細かく規定している要綱はございません。

○会長 自治体によっては、ある程度、こういったものについては支出しないという基準を設けているところもございます。そういった点でかかわってくるのが、今も出てきました慶弔費であるとか、先ほどの飲食関係ですね、親睦経費とここには書いてありますが。それから、もう少し微妙になってくるのは、いろいろなイベントとか大会での景品に対する支出というものをどう考えるかということがあろうかと思いますが、そうしたものにどの程度充てるか充てないかということがあろうかと思います。

最後に言った景品等についてどう考えるかというのは、またご意見もあったかと思いますが、親睦経費や慶弔費こういったものについては基本的には補助金を充てるのではなくて、その団体での会員の会費であるとか、そういったところから支出するのが妥当であって、補助金を充てるべきではないだろうというふうに考えますが、というのをちょっとここでまとめさせていただいているんですが、この点いかがでしょうか。

その点、そういう考え方を今後杉並区が補助金を出していく上ではとるべきだということになれば、ほかにもここに一覧の中に出てくる補助金の中ではそういうことで意見がついているところがありますので、同じ考え方で整理させていただくということになりますが。その点はよろしいでしょうか。

ということで、今の43番につきましては、補助金の支出そのものについて問題があるというよりは経費の問題ということですので、継続ということで整理させていただくという

ことよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

では、次に44番ですが、これは先ほど申し上げました繰越金の問題ですね。それから50番もそうですね。それから53-2もそうでして、これについても、ついでにこちらで見ましようか。

このまとめに向けての4ページになります。四角に囲ってあるところですけども、①団体の財務状況からの評価についてということで、A、Bと書いておまして、過去3年から5カ年の繰越金額と補助金額との対比、その比率の変化を一覧で示し、継続的に一定割合を超える場合、補助金支給を不要とする客観的基準を設ける。そのほかの点として、※印で書いてある点もありますけれども、ここは皆さんにご審議いただきたいところなのですが、余り前年度だけ見て繰越金がたまたま多いというだけで、すぐカットというわけにはいかないでしょうし、ある一定程度、団体の計画等もございませうから、繰越金をわざと多めにしているということもあろうかと思っておりますので。可能であれば5カ年分ぐらいの繰越金額の推移というものを、事務局の方に今取りまとめていただいています。

○財政課長 調査中でございます。

○会長 それで、ここでは一定割合を超える場合は補助金支給を不要としていますけれども、段階的に不要というところと補助金額を切るということもあってもいいかもしれません、基本的にはそういうような考え方をとらせていただいてもいいのかなというふうに思っておりますが、この点、ご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 これですと、結局、補助金額とそれから支出とのバランスをとって、一定割合を超える場合は補助金支給を不要とするとか、減額をするという考え方なわけですね。もう一つの考え方は、繰越金額のうち本当に繰り越さなきゃいけない、要するに予備費的に考えて繰り越さなければいけない金額の部分を除いた部分について1年間だけ減額して、その年だけ補助金を減らす考え方というのはどうなのかなと思うのですが。

○会長 こちら辺も、委員がお詳しいでしょうけれども、もう少し柔軟な対応も含めた方がいいかと思っておりますが、基本的な考え方としては、繰越金が多いというものに対して同じように補助金を出し続けるわけではないという考え方を示させていただくことにしたいと思います。そこら辺、もうちょっと文言整理させていただくことにしますが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

ということで、今言いました、まずこのページにつきましては、三つ分について繰越金のことではよろしいがということをお願いします。

では、次、58番ですが。

○財政課長 58番、いきいきクラブ連合会・いきいきクラブ運営費補助金について説明。

○会長 この点はいかがでしょう。やはりこういう参加賞等も基本的には団体のメンバーの方々の参加費から賄う、補助金からではないというのが基本的な考え方としてとらせていただいてよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 はい。これも事業そのものについては継続ということで特に問題はなかったと思いますが、その点については適正な方向にさせていただくということになろうかと思います。

次の61番もそういうことですかね。

○財政課長 61番はイベントの景品についてでございます。

○会長 はい。

次、62番はどうでしょうか。

○財政課長 62番、母親クラブ連絡会・母親クラブ活動費補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 母親クラブの連絡会とあるのですが、これは本来は母親クラブの代表者たちが集まって任意に開けばいいことであって、これは一つ団体という形にするのは不自然な形だと私は思うのですけれど。別途にある感じがしますね。本来は代表が集まって連絡会をつくるというのが普通だと思うのですけれど。別途に1団体というのは、ちょっとなじまない感じがしますけれど。

○委員 連絡会の補助は廃止してもいいかと思います。それで、個別のクラブから負担金で賄うことの取り扱いがよろしいのではないかと思うのですね。ですから、その連絡会の何かしようというときにはこちらからお金を出して、補助じゃないけれども出して、参加するというようなことになっていますから。

○委員 そうですね。

○会長 これは、実態はやはり、ほかもこういう構造のものがたくさんあると思うんですけれども、お互いにお金が行き来したり、いろいろ難しくなっているのかどうか。これは

そんなに難しくないのかもしれませんが。あと、それからやはり、こういう母親クラブ15団体あるのが、どれだけ実際に活動できるか。地域によってもいろいろあつたりすると思うのですけれども。もう少し、例えばこういう事業をやるからこういう補助金を出すというような形に改められるかどうかですね。

どうなんでしょうかね。それほど、これを見ていますと大体どの団体も同じように一応一律に出している。でも、中には、もう少しこういうこともしたいというところがあつたり、あるいは、うちはそんなにやらないからというところもあるのかなのか。こういう補助金の出し方はもう少し工夫をしてもいいのかなという気は、個人的にはしているんですけども。実態としてはどうなのかということもあろうかと思いますが。

○委員 あと、こういう少額の補助金に対する考え方というのはどういうふうに考えるのかと。

○会長 そうですね。それもあろうかと思いますがね。今申し上げましたのも、実はすべて出すと本当に少額になってしまいますけれども、こういう事業をやりたいという形でまとめて出した方がより有効なものになっていくということにもかかわってくると思うんですが、でも実際にはこういう単位で出しているというのは、本当に少しちょっと会議費等に使われているということになるのでしょうか。

○委員 その1年間の活動の状況はちゃんと提出しているわけでしょう。

○財政課長 そうです。

○会長 団体の性格からすると、余り会費収入を中心にしてとはいというのは難しいでしょうね。ですから、少額といってもほかの団体とは、やや単位が少しづれるというところはあるのかもしれませんが。

○委員 実際にやりくりしてやっているわけですから、余裕があつてやるわけじゃありませんから、いただけるならいただくということなんでしょうね。

○政策経営部長 これについてもいろいろ経緯がございまして、以前は東京都の補助事業だったんですね。この母親クラブというのが活発な区というのが、たしか杉並とそれからあと一つか二つで、23区の中で杉並が、クラブ数が一番多いところだったんですね。それで、そのときにこれを継続するかどうかということでやはり議論になったんですが、杉並では補助金を減額して継続したという経緯がございまして、確かに母親クラブをどのように見るのかというのは非常にいろんな見方もございまして、今後どういうふうにこの活動を位置づけていくのかということもいろいろ議論があつたところです。まあ、いろいろ

ありまして、こういう結果になっているということです。

○会長 この際思い切ってということもあり得るということなのかもしれませんし。今は活発——最盛期に比べればそれほどでもないということですか。

○政策経営部長 この母親クラブというのは、例えば児童館の学童クラブに子供を預けている母親がなっている、そういうケースもありますけれど、もう卒業してかなり子供自体は大きくなっている、役員の方もそこそこのお年だという方もここの母親クラブで活動しているということもありまして、いわゆる保護者会とは、ちょっと違う団体なんですね。

○会長 なるほど。どうでしょうかね。

○委員 この間、児童館の秋祭りが終わりましたね。こちらの母親クラブのお母さんたちが、一生懸命、大勢集まる子供たちにいろんな催し物を考えて、当日おおいに楽しみました。ささやかですけども、いろんなことをやるんですよ。食べ物のコーナーもやりますしね。いろいろな団体が秋祭りに参加しています。民生委員の方はハンガーづくりを指導しています。クリーニングの針金のハンガーを二本合わせてリボンを巻いてお母さんのお土産として持たせています。また、古い伝承遊びというんでしょうか、私たちが幼い頃遊んだことを思い出して、お手玉とかビー玉とかおはじきとか、民生委員が実際に子供たちを座敷の上で遊ばせています。また、たくさんのお手玉を私たちがつくるんですよ、200ぐらい。材料は、乾物屋に行き、ひね小豆と大豆を買って作ります。二つずつ包んで、子供たちの土産に持たせています。それが3年ぐらいたちますと6個集まりますので、親子と一緒に遊んでいると聞きます。遊びから母と子の絆を深めることができ、やりがいを感じます。このように、母親クラブの親たちは育成委員会の委員としても事業活動に協力しています。

○会長 なかなか難しそうなことですけど。

○委員 だから、実際に皆様もちょっと見ていただくといいと思うんですけども、それは無理でしょうね。このテーブルの上で話すだけでは、理解できない問題があります。

○会長 実際、例えば、団体にそれぞれに3万円ずつというような形の方がいいのか、例えばそういう事業をやるのであれば事業に明確な形に出していくというのは、これは補助金全体の見直しの考え方ともありますので、そういうものになじむものなのか、なじまないものなのかということもあろうと思いますね。

○委員 いや、今までの例ですと、一律に例えば3万円、その中でやりくりするわけです。だから、これだけ使うからこれだけいただけるという考え方はどうかなと私は思うのです

けれども。

○会長 そうですね。いま一つ位置づけというのがわかりにくいところがありまして。

○委員 要するに補助金というのは、その補助金がなければこの活動が行えないのかどうかということの一つ考える対象にすべきだと思うんですけど。それだけ対象者も参加者も多くて活発に行われているということになると、この補助金がなかったら行えないのかということ。例えば会費で見ると、30人とか33人とか、とこういうふうに書いてあるわけなので、1人当たり直すと900円とか1,000円の話なわけですね。これは補助金を出すために区の職員の方の人件費等もかかりますから、少額の補助金についてはある程度見直しをしていく必要があるのではないかというふうには思うのですけれど。

○会長 いろいろな考え方があろうかと思いますが。

○政策経営部長 この団体、各クラブとそれから連絡会に対する内訳をごらんになっていただくと、3万円×15団体が各クラブ、それから母親クラブに対しては15団体あるので2万円×30万というような設定の仕方をしているんですね。ただ、先ほどちょっと委員さんの中で出ておったと思いますけども、各クラブが連絡会を支えるというのであれば、各クラブの収入に見合って、補助金も含めてということになりますけれども、それでそこから連絡会についての上部団体へのお金、それを運営費としてそれぞれ支出していくという考え方もあるのかなと思います。

前回の12年のときの見直しでは、この母親クラブ連絡会の部分というのは、かなり削減したんです。ただ、いろんなアクションは、当然お話をいただきましたけれども、ただほかとのバランスがどうかというはあるんですけども——ほかとのバランスというか、ほかの団体での連合会だとか連絡会との関係をどう整理するかという問題はあるんですが、基本的には自主的に行っているクラブ、団体であれば、やはり連絡会が必要であればそれに対する支える基盤については各クラブから支出していくという考え方もあるのかなというふうには思っています。

○会長 はい。先ほど委員が言われたのと、部長の方から今出たこともありますので、そういった点と、それから、そもそもというところにもなるのですけれども、全体として少額の補助金であるということから、まず、各個別の団体ですね、母親クラブの方に基本的には補助金を出す形にした上で、それぞれの事業のあり方として活発に参加者がいてある程度支えていけるということであるならば、この補助金のあり方そのものの見直しということも今後出てくるという含みになるかと思いますが。それで整理させていただくとい

うことになるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ということで、この場合は内訳の変更かつ継続ではありますけれども、基本的に将来的に縮減の方向を見ていくということで整理させていただくということですね。

(了承)

○会長 次は、68番ですね。

○財政課長 68番、地域医療連携推進委員会運営費補助金について説明。

○会長 これこそいろいろな経緯があるようなものだと思うんですけども、少なくとも地域医療連携そのものというのは医師会本来のものであるとしても、非常に重要だということで、ある程度補助金を出すということは理解が得られるとしても、使途、補助金の経費については、やはりきちんと考えていかなければいけなくて、補助金を充てていく以上、これはほかの類似の機関との横並びで見ても、やはり算定のあり方がちょっと説明のつきにくいところがあるかなと思います。この点につきましては基本的に、どうでしょうか、補助金のあり方そのものはいいとして、そうした点での所管から補助金を出す際の一つ指導といいますか、そういうことが必要になってくるのかなと思いますけれども。また、それに合わせて、場合によっては縮減ということになるのかどうかですね。

○委員 私は廃止してもいいと思うのですけれども。極端かな。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 この交通費等というのは、私がかた言ったと思うのですけれども。ただ、やはり廃止というのも一つの考え方だと思うんですけど、とりあえずは政策的意義が全然ないわけではないので、私個人としては縮減の方向というふうに考えるのが妥当かなというふうには思いますけれども。

○委員 補助金の対象の事業の中で、結局この、医師、歯科医師それから薬剤師とか、自分たちの会員を対象にした講演会を開催して、その費用を補助金で出ているというのは、やはり、本来であれば、歯科の会員の勉強会であれば歯科医師会として負担すべき費用であるという意味で、補助金のあり方、対象事業のあり方がおかしいような気がします。

○会長 団体によっては研修的な意味合いのものに対して補助金を出しているというものもあるんですが、この場合それが妥当かどうかですね。

また、それから、特に歯科医については、先ほどの母親クラブでないですけども、団体の規模からして……。

いかがでしょうか。基本的には縮減、交通費等の経費の問題もありますので、縮減という方向ということでよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 では、次は73番でしょうか。これは継続ということ。

○財政課長 73のまちづくり助成金でございますが、これはご意見としては継続ということなのですが、その中で、成果をもっと積極的に公表していく必要があるというご意見とございますかご要望とございますか、それを承っているということで括弧書きにさせていただきました。

○会長 76番ですね。

○財政課長 76番、南北バス運行経費の補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。これは契約の仕方もあるんでしょうけれども、ある程度プール化した方が、当然、片方の路線が黒字化しているのであれば経費的に抑えられるかなということもありますので、その点はやはり検討していただいた方が、よろしいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。それで京王バスがやらないと言われたらまた困るんですけどね。別々にして黒字化しているのは、向こうの京王バスの努力というのものもあるのかもしれませんが、基本的には継続の方向で、ただこの契約のあり方、プール化も含めて見直していただくということになろうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、80番です。

○財政課長 80番、みどりの基金緑化活動助成金について説明。

○会長 はい。これもまた、まとめに向けての最後の6ページ目に公募性補助金についてということで、同じような公募型をとっている補助金というのが、NPO活動資金補助金であるとか、千客万来・アクティブ商店街事業補助金であるとか、まちづくり助成金といったようなものと同じようにあるんですけども、このあり方をどう考えていくかというところにもつながっていかうかというふうに思います。

これは非常に、みどり、環境ということを重視していくという点からすれば、趣旨としてはいいわけですが、恐らくこれは使い勝手が悪いということもあってこういう形になっているということもあるでしょうし、それから、この中で話は、ちょっと私、中身はよくわかりませんが、NPO活動の方とダブっていることもあるのかもしれませんが、そ

こちらをどう整理していくかということになるのかなという気がいたしますが。

まずは、これ自体は継続していくとしても、その事業の進め方ですね。もっとPRをするなり、まずそこから始めた上で、公募のあり方そのものというものをきちんと考え直していくということになるかと思いますが。また、対象がボランティア活動に対するものなんですね。だから余計、1件当たりの額も小さいということで、ますます出てきにくいということもあるのかもしれませんが。場合によっては単独ではなくやはりほかのもの、というような形の方がより使いやすくなるのかどうなのか。どうなのでしょうね。ここはまた、まとめの方で触れさせていただくということで整理させてください。

次に、82番ですが、これも繰越金の問題ですね。ということで、基本的にはさっきの繰越金の問題と同様に整理させていただきたいと思います。

まだ、個人の方もあるんですね。では、お願いします。

○財政課長 個人も何件かございます。

個人の2番、貸与宿泊施設区民宿泊費補助金について説明。

○会長 はい。まず、そういう統計をある程度用意していただくということが、まず一つ前提となろうかと思いますが、その結果を見る前から、やはり、ある程度回数を限るなり、所得で制限するというような考え方については検討していただいてもよろしいのかなという気はしますが、いかがでしょうか。それを前提とした上で継続ということになると思うのですが、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、5番目ですね。

○財政課長 個人の5番、体験型農園運営管理費補助金について説明。

○会長 これはいかがでしょうか。これだけ人気があるんだったら収益を上げられるような方向に持っていけないか、という気がするんですね。そこまではいかないものなんですかね。一応、ただ、これは7年間という補助期間があるという意味では、終期が設定されているということにはなるわけですね。

○委員 使用料金ですけれども、かなり安いとは聞いていたんですが、その点、把握しておられますか。100区画ということで。広さによって、また違うと思うんですけど。

○事務局 1人、3万円です。

○委員 3万円。年間ですね。

○会長 つまり、4万円を負担すれば、補助金は出さなくていいということですよ。3万と4万の差というものをどう考えるかですけれども。

○委員 農園の運営者にとっては、これは100万くらいであれば高いとは言えないと思います。やはり、これは利用の機会を得た区民にとっては大きなプラスになると思います。

○会長 定員の6倍強の応募があるということは、全員が使えるわけではないということも考えたときに、その負担のあり方、利用者負担をもう少し上げてもいいんじゃないかということも考えられるところですが。

○委員 1万上げれば補助がなくてもいいということですが、でも、区としてはこういう農園をもっとふやしたいという意向でしょうからね。

○会長 そことのバランスでどう考えるかということは当然あるかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 年間と言っても、冬場はほとんど使えないわけですから。3万というのが利用者の妥当な線だと思いますので、私はこのくらい仕方がないような気がしますけれども。

○会長 これは、このままでいいということは、結論としては終期を設定するというところに入ることになるんですか。そういうわけではないですか。

○財政課長 補助の期間が農園新設から7年ということで、この制度自体を……。

○会長 制度自体は残るので違うと。

○財政課長 ということです。

○会長 実際、こういう体験型農園がふえる余地はまだあるということですか。

○事務局 なかなかないですね。23区でも練馬区が先駆的にやって、その後は23区では杉並だけで、なかなか手が挙がらないで、手が挙げれば、区としても……。

○会長 農地そのものがないわけですよ。

○事務局 そうですね。あと、普通の方が趣味的にやる区民農園などは12カ所ぐらい確保できているんですけど、こういうふうに長い間にわたって体験型農園として運営していくというのではやはり手がなかなか挙がらないので、今は1カ所しか確保できていない現状です。

○委員 ですから、どういうところに農園があるかによりますけれども、はっきり言いますと、やはり駐車場にでもした方がよっぽど実入りは多いわけですから。

○会長 環境をよくするという意味ではこういう方がいいということになるんでしょうけど。

○委員 ですから、かなり協力してくださっているわけですから、こういう援助は仕方がないと思いますけれど。

○会長 こころ辺も環境という政策の一環として、区としてはより進めたいという強い意向はあるものでしょうか。

○委員 ですから、この100区画についても、同一人物が恒久的に使うんじゃないで、やはり次の年には変わるというようなことを仄聞していますけれども。

○事務局 一応、期間は1年にしていまして、その後の更新については農園主との相談という形になっております。

○委員 今、区民農園のことが出ましたが、できたころは大変殺到して、なかなか借りられなかった。今はどうですか、区民農園の場合。

○事務局 今も、やはり人気があるというのは聞いております。

○委員 いや、これは継続ということで、私は結構です。

○委員 区の方で整備費700万円のうち100万円を補助しているということで、この体験型農園を区が提供したということで、役割としては十分じゃないかなと。区民の人はそれに対して応募が殺到しているということですから、特段それに対してお金を補助する必要はないんじゃないかというふうに思いますけど。

○会長 つまり、廃止ということですか。

○委員 それだけ競争率が高ければ、3万を4万にしてもいいと。4万にすれば……。

○会長 はい。いかがでしょうか。廃止にするか縮減にするか、ちょっとそこはためらうことがないわけではないのですけれども。我々の委員会の意見としては、廃止の方向でよろしいということで、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 はい。

それでは、次が10番ですね。

○財政課長 10番、外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助金について説明。

○委員 この外国人学校というのは日本人は在籍していないんですね。

○財政課長 外国人だけが対象になりまして。いわゆる朝鮮学校ですね、そちらの方が対象ということでございます。

○会長 そういう点での公立学校との均衡ということの趣旨で設けられている補助金だということですね。

○委員 そのまま区立に入れたい生徒であれば、仕方がないのかもしれませんがね。

○会長 いかがでしょうか。そういう趣旨のことでもありますので、これはまず、もう少し、基本的には継続していく方向で考えてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、次が12番ですね。

○財政課長 12番、幼稚園児等園児の保護者に対する補助金について説明。最終的にこれでいいということをご確認をしていただければというふうに思います。

○会長 これでよろしいというのは、どこに丸がつくことになるんですかね。全体の額としては減るんですか。

○財政課長 引き上げというのもございますので、拡充と縮小で1と2-1の両方につくということもございます。

○会長 はい。

では、次に行きましょうか。13番ですね。

○財政課長 13番、木造賃貸住宅等建替促進事業費の補助金について説明。

○会長 いかがでしょうか。これも、事業はもちろん、補助の必要性も理解できると思いますが、実績を上げる努力という点をきちっとやっていただくという以外にはなかなかないのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 次が、17番ですか。

○財政課長 17番の民営自転車駐車場育成補助金について説明。

○会長 これは土地の問題もありますのでなかなか難しいと思いますが、今のと同様の整理になろうかなと思いますが、実際この駐輪場がどれくらい必要なのかということもまた見きわめた上で政策的に判断していただくということが必要になってくるかと思いますが、基本的には事業はよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 次が21番ですね。

○財政課長 21番、浄化槽清掃経費助成金について説明。

○会長 直してもらおうというのだと、どれぐらいの費用がかかるんですかね。かなりの額になるんでしょうね、当然ながら。

○財政課長 ちょっと、手元に資料がございませんので。

○会長 やはり8,500円ですか、これを毎年出すためだけにある程度労力を割かなければいけないというのは、逆に、余り大した手続じゃないのかもしれないけれども、例えばこれを出すとしても10年に1回ぐらいをまとめて出せないかとか、あるいはもう、一時金的に出して、もう、あと、これでおしまいということにできるかどうか。必要性があればそういうことになりますし、そもそもこの額だったら必要ないという考え方もあり得ると思いますね。いかがでしょうか。

○政策経営部長 区でもそうですし、東京電力もそうですけれど、敷地使用料については、2年、3年にまとめて一度に払うというようなことは、確かにございます。特に東京電力で、よく私道部分に電柱を立てる。敷地について敷地使用料を払って、本当に安い金額ですけど、たしか2年か3年に一度納付というようなことも、そういうケースは確かにあると思います。

○会長 1件ですから、そこが納得してもらえればこれはなくしてもいいかなとは思いますが、そうもいかないという事情があるようであれば、少し補助金の出し方として数年分まとめてとかいうようなこともあってもいいかと思うんですが、いかがでしょうか。継続するけれども、そういった、より効率的な補助金の執行の方法といいますか、ということで整理させていただくということによろしいでしょうか。

(了承)

○会長 次が22番ですね。

○財政課長 22から23、24、25、緑化にかかわる補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

22番はこれは単独としてはもういいのではないかと私は思っているんですけども。もし必要であるならば、最後に、25番のところに書いてあるように、こうした補助について包括的な仕組みというものを考える中で位置づけていくということになろうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員 22と24を一体的に整理をしまして統合した方がよろしいんじゃないでしょうか。整理する意味で。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

22、24はかなり重なってくる部分があるわけですね。25番も屋上・壁面ですから関連するわけですけども、こういう助成のあり方そのもの、仕組みとしては一つの仕組みの中

で、生けがきか壁面か屋上かということになってこようかと思いますが。それと、23番の保護樹木等補助金、これが実際どれだけ有効なのか、これもやはりきちんと検証していただくということになってこようかと思いますが、そういう点では22を単独で残すのはいかがなものかということで22と24、それから仕組みの上では25をある程度一体的にできるかどうか。それから、23については、環境を重視するという点から基本的に継続するとしても、その有効性をきちんと検証できるようにしていただくということを前提としたとして継続ということになるのかどうかですが、ご意見ございますでしょうか。

○委員 この生けがきなんですけれど、生けがき協定の締結者ということなんですけれど、こういう制度を利用しないでやっつけ方に対する締結者の比率というのはおわかりですか。

○事務局 正確な数字は持っていないのですが、区内に生けがきのあるお宅というのはかなりありますから、比率としては低いものだと思っております。

○委員 だとすると、補助の必要性が余りないんじゃないかという気がするんですね。17件の締結で5万7,000円で、1件当たり3,000円というお話ですから、そもそもこういう補助の制度そのものが要らないんじゃないかという気がするんですけれど。

○会長 この22番に限らずということですか。

○委員 そうですね。

○会長 その点はいかがでしょう。

○事務局 これらの補助金につきましては、今みどりの条例の改正というのを、今年度末から来年度にかけての改正に向けて区民意見の提出手続ということで広報にも載せまして、いわゆるパブリックコメントをとっておるところでして、そこで樹木などの保護施策の充実ということで1本出しまして、それについて意見を求めているところなのですけれども、今、区が単純に補助をしているだけなのですけれども、木を持っている方がその樹木の管理を十分にしないために、逆に近隣の住民の方に落ち葉などで迷惑もかけているという部分もありますので、そのところをうまく、緑を残すのと同時に適正管理をしていただくということを誘導するような補助金を何とかできないかということで、今、所管の方ではちょっと、頭をいろいろひねっているところでした、それらの中で統合についても所管で検討しているところです。

○会長 そうですね。そういう問題が起きているでしょうから、単に、とりあえず植えて水をちょっとやっつければいいという話ではなく、きちんとした管理、よりいい環境をつ

くるということも含めた方向で、でなければ、区の施策との関係でも合致しないということになっていくでしょうから、そうした観点から見直していただくということが必要になってこようかと思えますし。委員が今言われたように基本的に個人に対する補助金ですが、個人の資産につながるような形のものでもあるわけであって、そこをどう考えるのかということをやはりきちんとしていかなければいけない点でもありますので、現在の基準が望ましいかどうか。本当に補助金を出すのにふさわしいものかどうかということも含めて、よりきちんとして、そうした政策、また新たにその条例をつくられるという中で考えていただかなければいけないと思うんですが、補助金としてはそういったことも含めた形で再編してもらおうという形にまとめさせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○委員 22の件ですけれども、17件とありますけれども、私が1キロ、2キロ歩いていてもすばらしい生けがきだというのは、もう幾つも出てくるんですね。杉並ぐらいだったら、何百とあると思うんです。それをどうしてこの17件だけが対象になるかということなんです。それは広報であるとかそういったもので周知徹底なさっているとは思いますが、やはり私は、これは5万といえども不平等だと思うのです。全然知らない人たちにとっては。ですから、ちょっと歩いたって、本当に10カ所やそこらはすばらしい生けがきだというのが見えますので、この17件だけを補助するというのは、やはり私は余り賛成できません。委員がおっしゃるように、これはなくてもいいと思います。

それと23番ですが、この貴重木についてですが、恐らく武蔵野の面影を残すケヤキあたりが主体だと思うのですが、これもやはり、例えば公園の中とかそういうところである程度林のような状態になっているものを保護するというのであれば、区なり都が保護しているわけですが、私が歩いていても大きな塀があって、その中に特殊な帯みたいなのがついている木がありますけれども、それは恐らく貴重木だと思うんです。それが一つの屋敷の中に3本か4本ぐらいあるわけですが、それを保護しているためにそこを活用できないということも、ある意味では拘束してしまっているということも考えられますし。あっちこっちはばらばらに、1本、2本とあるのは、やはりこれは昔の武蔵野の面影を残したいという区の政策はわかるんですけれども、余り意味がないように思いますね。

関東バスの五日市街道営業所がありますが、そこから少し中野寄りといいますか青梅街道へ向かったところの左手に3本か4本あるんですけれども、それも特別な石か何かで囲んで、その部分だけを避けるような形で自転車なんかは通っておりますけれども。やはりあいうふうに二、三本がぱっとあって、それは武蔵野の面影になるのかどうかということ

なんかも、私は疑問に思うんですけど。

○会長 今の条例の見直しというのは、時期的にはどうなっているんでしょう。

○事務局 意見の聴取の提出手続を今月いっぱい受けておりまして、それを受けてまた、再度、条例案をつくって議会に諮っていくということになります。

それとあと、協定の方、今生けがき協定のお話が出ましたので、この協定が平成12年度にそもそも発足した時点での制度が、長さが10メートル以上ある生けがきで、なおかつ、その生けがきの地域の所有者の方が地域において育成・保護していこうという、住民同士が協定を結んだ場合に対してそのグループに補助金を出すというのが発足の趣旨なんです。ところが、住民同士の協定というのは区が動いてもなかなか結ばれないという現状があって、思うように進んでいないのが実態ですね。

○会長 22番と25番については、全面的に今の新しい見直しの中でまた考えていただくということ前提として継続という言い方は変ですけども、この中で見つけるとなるとそういう形になるかと思いますが。今出た意見というものを踏まえた上でという条件つきでこちらの考え方としてまとめさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 すみません。また時間を超過しておりますけれども、積み残してきた補助金については、これで一通り見てきたことになります。

それで、今検討する中でも少しご紹介してきましたが、このまとめに向けて、全体の構成をご説明願えますでしょうか。

○財政課長 「まとめに向けて」について説明。

○会長 中で、皆さんにご審議いただきたいものとして、一つはといたしますか、今までのところでも幾つかご審議いただいたのですけれども、見直し、今回この審査会を設けて個別の補助金を検討してきたと。それで、それぞれこういう審査結果を出していくということになっていくんですが。

今後のあり方になってくるんですけども、5ページの下から二つ目の・がついたところにありますけれども、「見直しにあたっては、客観性、中立性を確保するため、学識者や区民など第三者の意見を聴く仕組み（第三者機関）を設けること」というふうになっておりまして、この審査会のような形で第三者機関で一定年限を置いて審査をしていく。その一定期間というのはどうするかと。そもそも、期間そのものを常設の期間として、例えば毎年見直していくという形をとるのか、それとも、例えば何年か置き、3年とか5年置き

に見直していくという形にするのか。こういった点について、これは報告書の中に提言していきたくて思っていて、この点に関しましてご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

まず、こういった補助金の見直しに当たっては、もちろん内部的に検討していただくというのは、これは、当然、行政内部でやっていただくことはありますけれども、やはり第三者的な機関というものできちんと審査していくということは、今後も必要になってきようかなと思うんですね。この点はよろしいかなとは思いますが、その場合、第三者機関を常設の機関として置くべきなのかどうか、頻度としてどれくらいのタイミングでやっていくのか。

その審査のあり方も、実はちょっとここには書いてありませんが、今回、一通り全部の補助金を見る形をやっておりますけれども、もう少しポイントを絞ってやって、所管課の方からの説明と同時に、例えば補助金を受けている側がどういうふう考えているのかというような意見を聞く場があってもいいのかなとも思うんですね。そういうような進め方もあるかもしれません。それ以前に、まず、期間をどういうふうな形で置いて見直しを進めていくのかという点でご意見はございますでしょうか。あるいは、この場ではきっちりしたものは決めますに区の方にお任せするという事もないわけではないですけども。

事務局の方で例えば手続的な面とかでこういう見直しというものをやっていく上で、例えばこれぐらいの間隔でやった方がいいとか、こういう機関のあり方の方がいいとか、何かそういうようなものというのは特に留意点的なものとしてはございますか。

○財政課長 特段こうというふうに決めているわけではございませんけれども、常識的にはという言い方はおかしいですけども、大体、毎年これだけの量を判断するという必要性はないのかなというふうに思っていますので、例えば3年に1回程度が適当といたしますか、妥当な期間ではないかというようなことは考えております。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 区の方の長期計画って、ありますよね。そうすると、何年か置きに見直しという方法がありますよね。ですから、今おっしゃったように3年に1回とか、そういう方法もよろしいんじゃないでしょうかね。

○会長 ごめんなさい。今の点とも絡んでくるのですが、先ほど4ページの四角の中に②とありまして、補助金審査表についてというふうにあります、今回事務事業評価表だけではなくて、この補助金の審査のために今まで我々が見てきた補助金の審査表というもの

をつくりました。これについて同形式のものを、事務事業評価表があれば、ある程度そう難しくなくつくれるはずのもので、毎年ないしは一定の間隔で作成して公表してもらうという形をとれば、少なくとも毎年同じようなエネルギーをかけて審査する必要はないでしょうね。何年かに1回、一定期間3年ないしは5年ぐらいの期間がたった時点でまた審査といいますか見直しを行うという形、その第三者機関の見直しを行うという程度に我々の側としては提言を取りまとめるということが考えられると思いますけれども。大体、そのような形でよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 あと、確認しておかなければいけないところは、ありましたっけ。

○財政課長 5ページの今後の補助金制度のあり方、方向性についてというところで、その文章の下から3行目から4行目、中ほど以降ですが、「杉並区の政策目的を実現する方向で、補助金を積極的に活用することを求められている」。その前に、「単に支出を抑制するだけではなく、」ということなんですが、この点について、例えば杉並区といたしましては、これまでのご議論の中でも出てまいりましたけれども、今度の防災に対する対策でありますとか、あるいは緑化といいますかみどりに対する対策というものに重点を置いてこれまでもやってまいりましたし、今後もより積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。例えば、そういう分野に補助金というのを積極的に活用していくことも考えられるのではないかと考えております。

○会長 そうですね。区の政策目的・目標といったものがございますので、ここでは各補助金について厳しく見てきたわけですが、何も厳しく削る方に、どうしても削る方向に行きがちだったのですが、それだけではなくて何のために削るかというときに、また新しい政策目的なり今後新しく生じるニーズに即応していけるような形にするためでもあるわけですし、そういった分野にむしろ重点的に振り向けていけるぐらい既存のものをきちんと見直していくというのが本来の趣旨であったと思うんですね。そうしたことがこの補助金の適正化という言葉の中に含まれていると考えた上で、そういう防災といったような災害対策であるとか環境問題であるとか、特に区が重点的に進めていくという分野に、そこに特化するというわけではないのですが、そういったところに振り向けられるような形でこの補助金のあり方というものが考えられていってもよろしいのではないのかなと思いますが、その点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 そういった趣旨の文章・文言をこの中に盛り込ませていただくということですね。

○政策経営部長 それで、きょうのご意見、ご議論を聞いておりまして、この3ページに個別審査の結果がございますけれど、これがこういう形で別紙をつくらうという趣旨なのですが、この項目だけではなくて、今聞いていますと、例えば継続でもこういう条件つきで、こういう条件でこういうふうにした方がいいということがございましたので、それはかなり多かったような気もするんですね。そうしますと、この最後の方は意見欄というか、そこでちょうどこういう一覧表というのがございますけれども、やはりもうちょっと、これは今回の保留というか、課題として挙げたものが審査会の意見として書かれているんですが、こういった意見欄というか、それが必要なものがかなり多かったかなというのがございますので、ここら辺の工夫は少し事務局としてもやらせていただきたいというふうに思っています。

○会長 そうですね。

○政策経営部長 それと、まことに恐縮ですが、先ほど、かつての無料入浴で今のふれあい入浴ということで、経費を1,000万円程度と申しましたけれども、今調べてもらったら3,000万円程度ですね。そこを訂正させてください。

○会長 はい。

あと、ほかに、ここで下した判断に対してちょっとこれはというようなところがというのは、どうでしょうね。

○政策経営部長 もう一度審査結果を整理する中で、ちょっとわかりにくいとか、あるいはこれはどうだったのかなというのは、それも含めて確認をお願いします。

○会長 私の方としてのお願いとしては、きょうは担当の各課の方が来ていらっしゃるわけではないので、またそこからの意見を別に過度に聞くというわけでもないのですが、もしこれはということがあればお知らせいただいて、その点どう判断するか、また皆さんにもきちんとご判断いただく機会はちゃんと持つようにしたいとは思いますが、そういう形で取りまとめさせていただくということによろしいでしょうか。

前回お願いいたしましたように、最終的な答申の取りまとめについては、まことに恐縮ですが、私の方に一任していただいたという形をとっております。

○政策経営部長 できるだけ早くまとめまして、皆さんにお送りいたしましてまたご意見をいただいて、その上で最終的には完成ということにさせていただくということで。

○会長 非常に限られた時間の中で行いますので、十分にご意見を出す時間がなかなかと

れないかもしれませんが、ご協力のほどいただければと思います。

○財政課長 次回の日程でございますけれど、今回は最終回で、11月15日火曜日、午後3時からということによろしゅうございますでしょうか。今回は提言書をいただくという形をとらせていただきます。

○会長 はい。よろしいでしょうか。

大分時間を超過してしまいまして大変申しわけありませんが、ありがとうございました。これにて第10回の審査会を終了いたします。どうもありがとうございました。

○政策経営部長 ありがとうございました。